

おトクすぎる! に三用心
マイルズ



定期購入
「おトクにお試し」のワナ

みんな
夏休みの間



高額課金や
ネット詐欺なんかは
ひっかかるんじゃないわ!

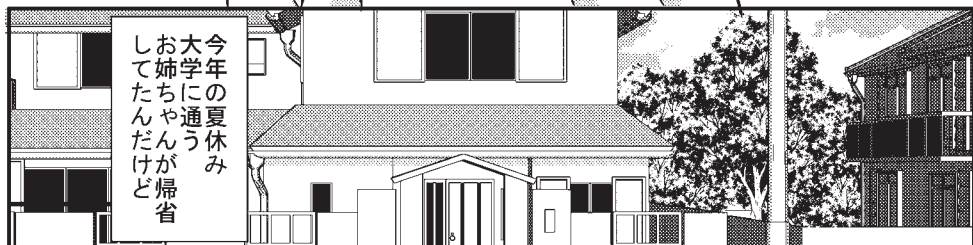
私の名前は
ひなた

こんにちは

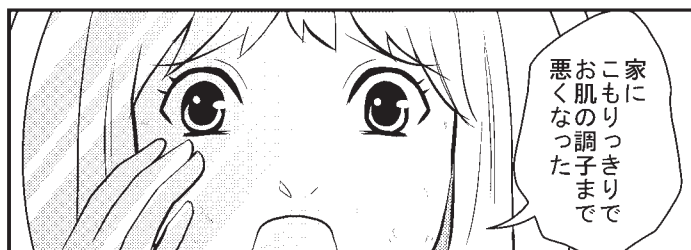
中学生だよ



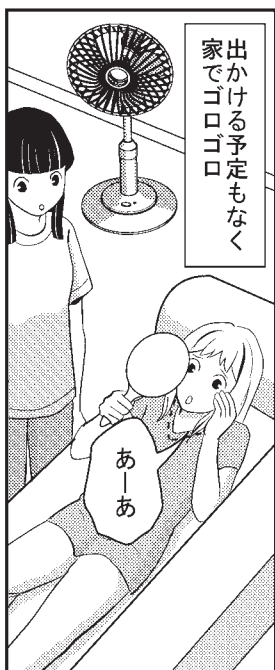
そんなの
ひっかかるわけ
ないじゃん



今年の夏休み
大学に通う
お姉ちゃんが帰省
してたんだけど



家にもりつきり
でお肌の調子まで
悪くなった



出かける予定もなく
家でゴロゴロ

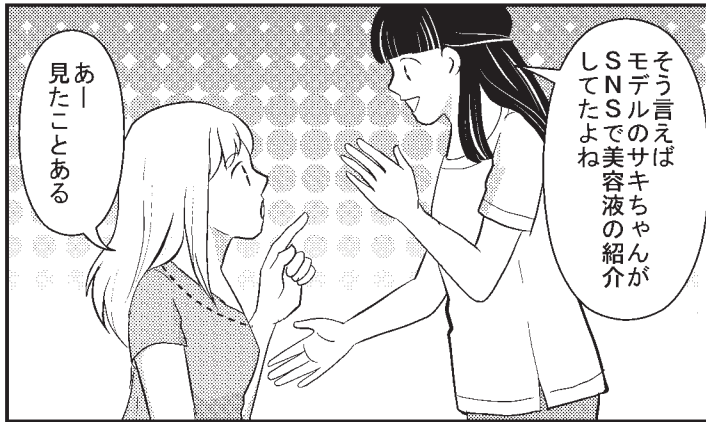
あーあ



だよねえ

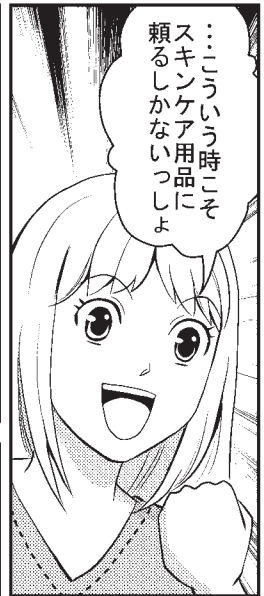


私も吹き出物が
ちよつと心配

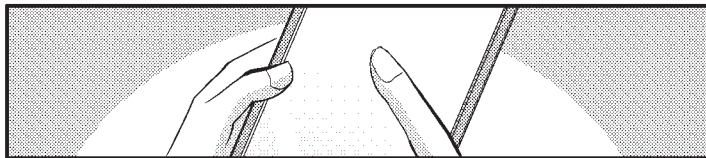


あー
見たことある

そう言えば
モデルのサキちゃんが
SNSで美容液の紹介
してたよね



：こういう時こそ
スキンケア用品に
頼るしかないっしょ



「定期縛りなし！」

★ 「いつでも解約可能！」 ★
今だけ

**初回限定
1,000円(税込)で
購入する**

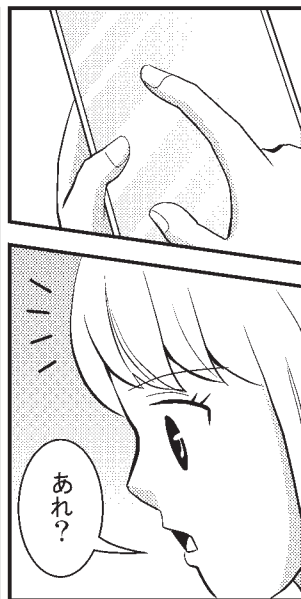
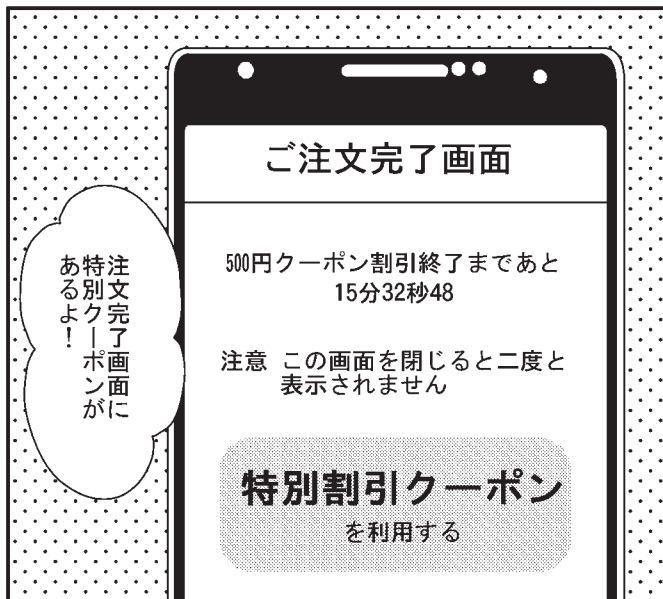
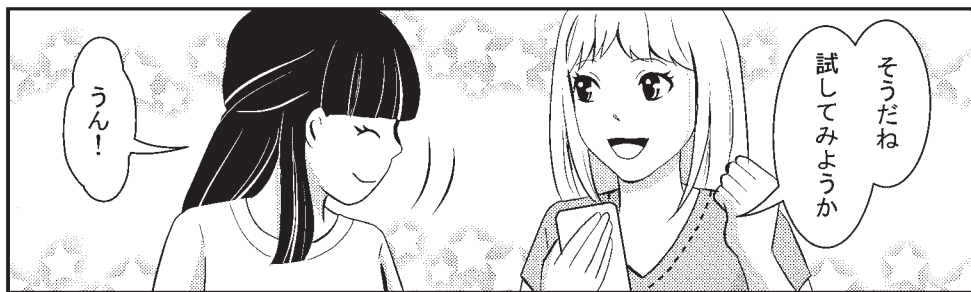
- ・毎月自動的にお届けいたします。
- ・2回目以降は税込8,800円でお届けいたします。
- ・いつでも解約可能です。
- ・次回商品お届け予定日の10日前までにご連絡頂ければ自動お届けの解約休止を行うことができます。

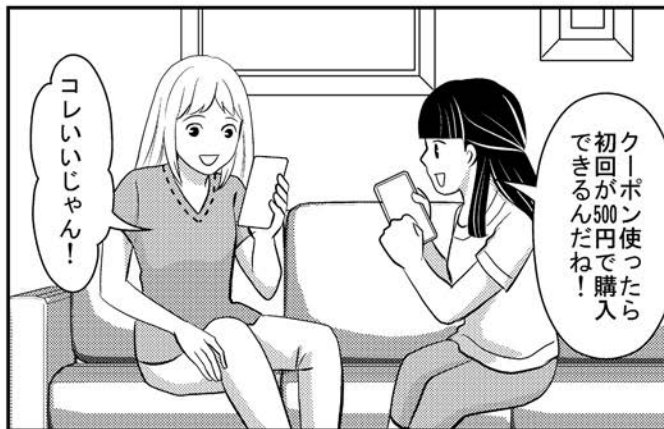
※初回・2回目に関しては商品到着後7日間の使用をお願いしております。
※ご購入はお一人様1回限りとさせていただきます。

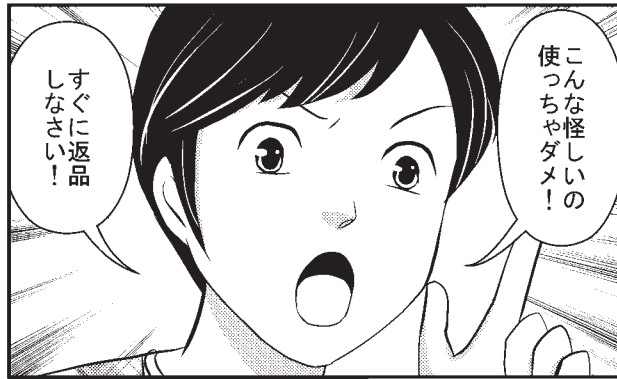
サキも毎日 使ってるよ〜♪

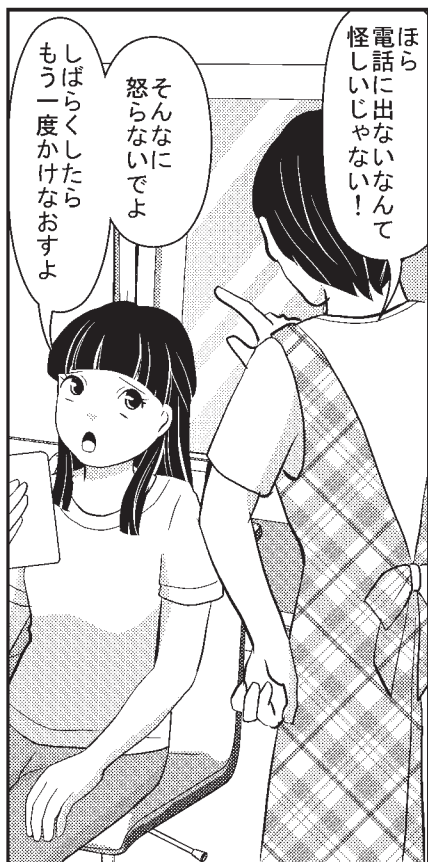
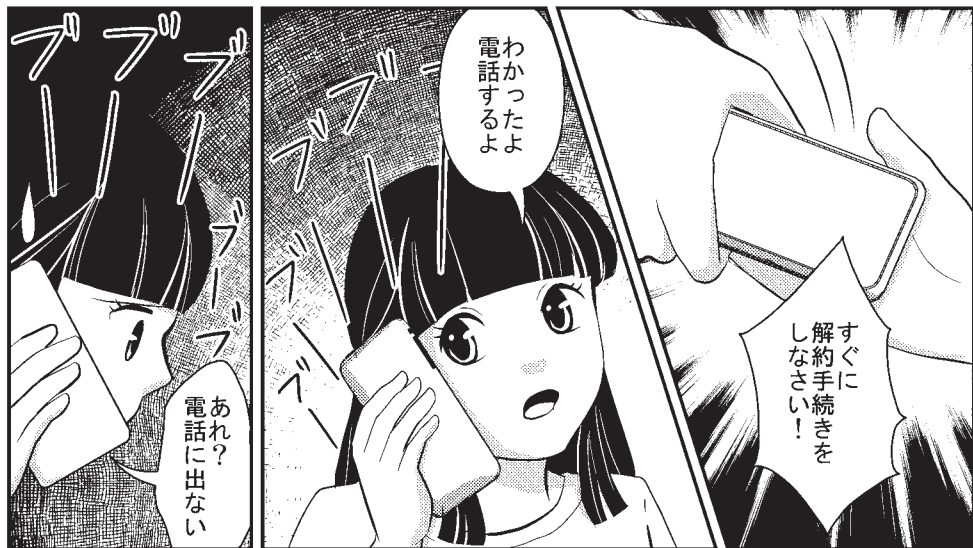
これこれ！

公式サイト









でも
その後



学校が終わってから
何度か電話したんだけど
業者と繋がらなくて

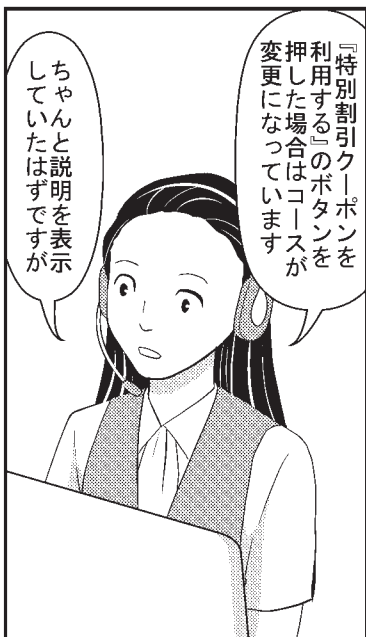
お母さんにしつこく
電話してもらったら
やっと連絡が取れて…

解約するって伝えたら
『4回の購入が条件の
定期購入コースを
契約している』
って言われて
びつくりしちゃった



えっ
そんなはず
はないよ!!

そんな注文は
していないし
『定期縛りなし』
って書いてあったって
伝えてもらったたら



『特別割引クーポンを
利用する』のボタンを
押した場合はコースが
変更になっています

ちゃんと説明を表示
していたはずですが

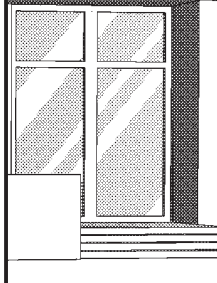
特別割引クーポン
を利用する

※

ご注文完了へ

って言われて
しまつて…

結局
消費生活センターに
相談してみようって
ことになったんだ







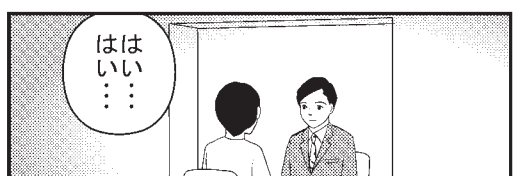
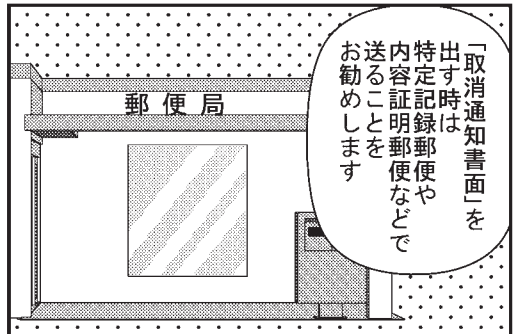
取消通知

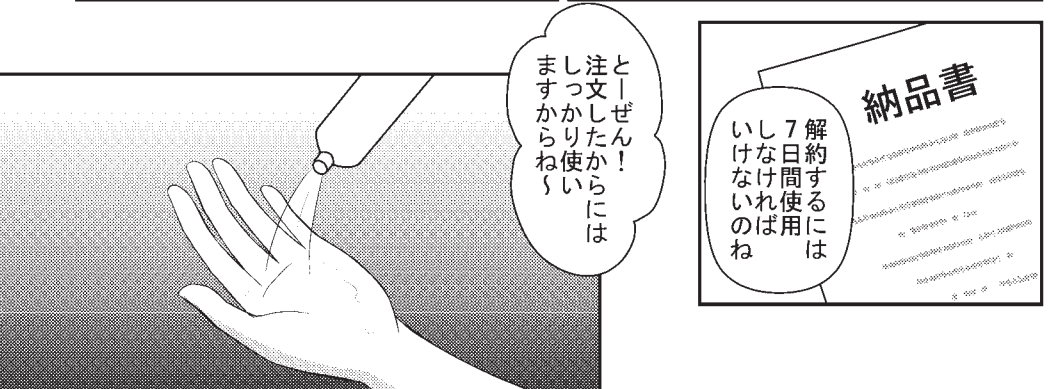
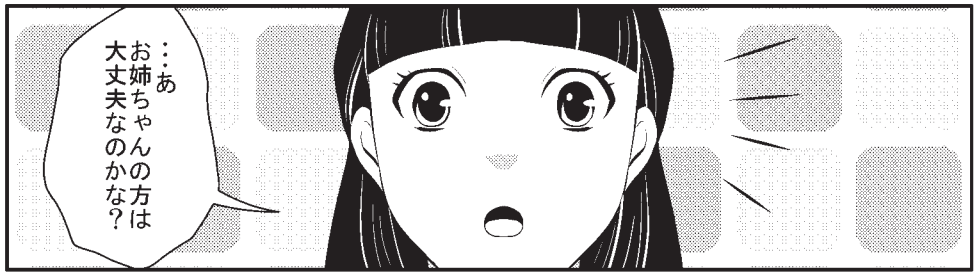
次の契約を取り消します。

契約年月日 ○○○○年○○月○○日
 商品名 □□□□□□□□
 契約金額 ○○○○円
 販売会社 株式会社□□□□ □□営業所
 担当者 □□□□

私共の子供○○との間で締結された上記購入契約は、未成年者が親の同意を得ずに行った行為であり、親権者として取消します。本人も取消しを望んでいます。支払った代金○○○○円を返却し、商品を引き取ってください。

○○○○年○○月○○日
 〒○○○-○○○
 住所 △△市□□町○○-○○
 氏名 □□□□





私は何も気にせず
美容液を使用した



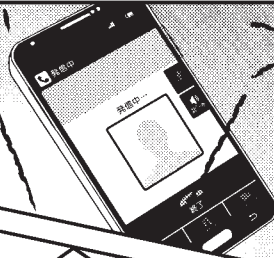
しかも2回目以降の料金
8,800円は
私のバイト代では厳しい

このまま続けても
意味ないかな？
と思ったので
解約することにした

7日目
効果を感じ
られない

「こーに
電話すれば
いいのねば」

解約の電話を
してみたが
電話が繋がらない…



この日
ひなたから電話が
かかってきた

お姉ちゃん
美容液効果
あった？

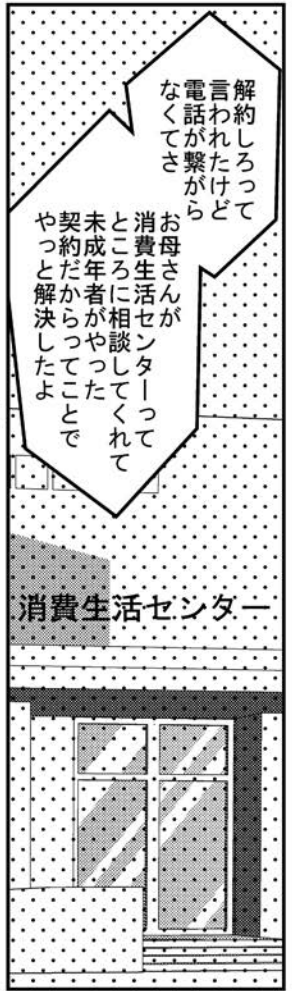
わかんない

えーそうなの？
なーんだ

実はさあ
私

お母さんにバレて
怒られたんだよ





解約しろって
言われたけど
電話が繋がら
なくてさ
お母さんが
消費生活センタ
ーって
ところに相談
してくれて
未成年者がや
った
契約だからっ
てことで
やっと解決し
たよ

消費生活センター



お姉ちゃんも
解約するの？

私も解約
したいんだけ
ど
電話が繋がら
ないんだよね



じゃあ
消費生活センタ
ーに
相談したら？
たぶん解約の
連絡してくれるよ！



でもそういう場所
に
相談するのって
ちよつと恥ずかしいな



『いつでも解約可能』
って書いてあったし
もう少し電話をかけて
みるよ



ふーん
まあ頑張っ
て
みてよ！



はあーっ

契約の解約方法

未成年者の契約の取消しとは

未成年者が契約した商品やサービスは、原則として取り消すことができます。

ただし、次のような場合は取消しできません。

取消しできないとき
契約時の年齢が未成年ではない場合

私は未成年者
じやないから
ひなたが教えて
もらったという
『未成年者取消』は
できないらしい

ひなたの話を
聞いてから
自分でもちよつと
調べてみた



商品を受け取ってから
もう8日以上
経っているから
「返品特約」での解約も
無理みたい

返品についてサイトに
覚えられていないのか

7日間
使っちゃった
もんね

契約

エステの契約とかは
クーリングオフ
できるって
聞いたことがあるけど

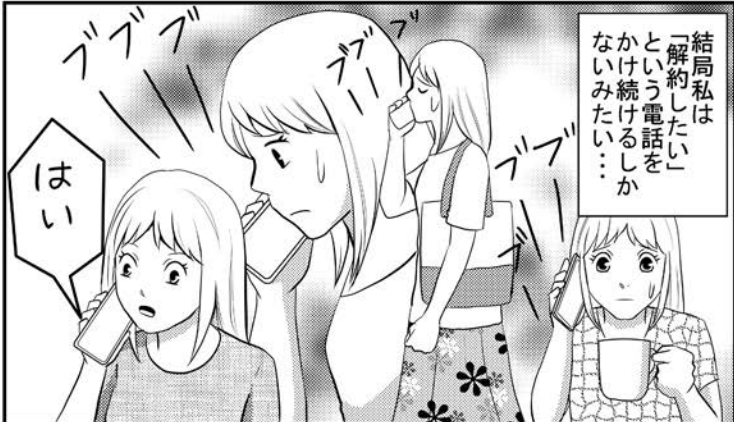
インターネットでは
クーリングオフは
使えないんだって

ショッピング

数日頑張って
やっと繋がった

はい

結局私は
「解約したい」と
いう電話を
かけ続けるしか
ないみたい……





やったー！
やっと
つながった！



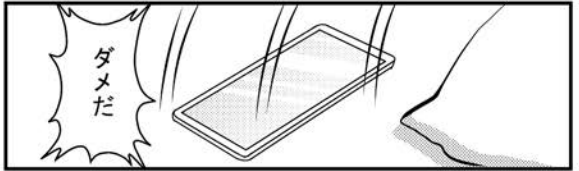
あれ
お電話ありがとうございます
ございます
音声ガイダンスに
従って……

でも
オペレーターの
音声案内
だけが流れて
こちらから説明が
できなかった



なんか、SNSで
やり取りして
解約の手続きを
するみたいだ

まあ
電話しなくて
いいから
ラクかも？



ダメだ



もうすぐ
次の商品が
届く頃だ

届いちゃったら
お金払わなきゃ
いけないの？



いくら
「解約したい」って
SNSで送っても
返事がない

SNSの返事が
やっと届いた!!

お客様は4回の購入が条件の
定期購入コースを契約されて
います

『定期縛り無し』
『いつでも解約可能です』
と書いてあったので
契約したのですが

お客様は特別割引クーポンを
利用されましたので
定期コースに変更されています

そんなの知りません
そんなこと、どこにも書いて
なかったです!

特別割引クーポンを
紹介しているページの
下部注意書きに
『4回の受け取りを条件に
特別割引が適用となります』
と記載されていたはず

そんなこと
知らないよ…

えー!!



ですので、お客様の場合
4回購入いただかなければ
解約はできません

4回の受け取りが終わりましたら
また解約の件をご連絡ください

誰か助けてえー!!



私どうしたら
いいのー!!

いやだよ

未成年者取消権



ひなたさん(妹)の事例では、解決の手法として未成年者取消権の行使について取り扱っています。

未成年者は、知識や経験が不足し、判断能力も未熟なので、民法で保護対象と規定されています。具体的には、民法5条で「未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は、取消することができる」と定められています。ただし、以下のような契約の場合は、未成年者契約の取消しができないとされているので注意が必要です。

01

- ▶ 結婚経験のある未成年者が行った契約
- ▶ 法定代理人が同意している契約

法定代理人とは、未成年者に対して親権を有する者のことです。親権者がいないときは未成年後見人が法定代理人となります。父母の婚姻中は、父母が共同で同意していないと有効な同意にはなりません。したがって、父母の一方が単独で同意した場合は、取消しができます。

02

- ▶ 法定代理人から、処分を許された小遣いの範囲内で行った契約
- ▶ 法定代理人から許された営業に関する契約
- ▶ 未成年者が詐術を用いた契約

詐術とは、相手方を誤信させるため詐欺的手段を取ることであり、単に成年であると言ったり、同意を得ていたと言ったりしただけでは「詐術」にはあたらないという解釈もあります。

03

- ▶ 法定代理人が追認した契約

契約は、成年に達した未成年者自身または法定代理人が追認することができます。成年に達した未成年者または法定代理人が、代金を支払うなどしたときは、追認の意思表示があったとみなされます。

04

- ▶ 取消権が時効になっている契約

時効は、未成年者が成年になったときから5年間です。

また、全ての場で未成年者取消が成功するわけではありません。業者との連絡が取れない、契約者が詐術を用いたと主張して業者が取消に応じないなど裁判で争われる場合もあります。

未成年者取消権の詳細については、佐賀県消費生活センター(0952-24-0999)に、お問合せください。

未成年者契約の取消しの効果

契約の取消しをすると、契約時にさかのぼって無効なものとなされ、代金支払の義務はなくなります。未成年者が支払った代金があれば、返還請求もできます。また、購入した商品の一部を消費してしまっても、残っている商品を返還すればよいとされています。

未成年者契約の取消しの通知の出し方

未成年者契約の取消しは、未成年者本人からでも親権者からでも通知できます。取消しの意思表示は、口頭でも有効ですが、後日のトラブルを避けるためにハガキや封書などの書面で通知した方がよいでしょう。また、書面のコピーを取っておいたり、特定記録郵便や内容証明郵便などで出したりした方が良いでしょう。

参考

取消通知の書き方例 親権者提出

取消通知書

佐賀市〇〇▼丁目〇の〇
〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇様

私の子ども〇〇(〇歳)が、令和〇年〇月〇日、締結しました<商品名または役務名>の購入契約は、未成年が、親の同意なしに行ったものであり、親権者として契約を取り消します。

つきましては、当該契約に際して支払いました金〇〇円は、直ちに下記の銀行口座に振り込んでください。

〇〇銀行〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇〇〇
名義人〇〇〇〇

また、商品は、早急に引き取ってください。

令和〇年〇月〇日
佐賀市〇〇町▼番地〇
親権者氏名

取消通知の書き方例 本人提出

取消通知書

佐賀市〇〇▼丁目〇の〇
〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇様

令和〇年〇月〇日、締結しました<商品名または役務名>の購入契約は、未成年の私が、親の同意なしに行ったものであり、取り消します。

つきましては、当該契約に際して支払いました金〇〇円は、直ちに下記の銀行口座に振り込んでください。

〇〇銀行〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇〇〇
名義人〇〇〇〇

また、商品は、早急に引き取ってください。

令和〇年〇月〇日
佐賀市〇〇町▼番地〇
本人氏名



POINT!

トラブル急増中!!

定期購入トラブルのほとんどが インターネット通販!!

⚠️ 詐欺的な定期購入商法(初回無料)トラブル

一方いろはさん(姉)の場合は、具体的な解決方法が提示されていません。

最近のネット通販では「お試し価格」「初回無料」と表示された商品を目にすることがあります。健康食品や化粧品、飲料などに見受けられがちな表示ですが、表示をよく見ると定期購入を前提としている商品があります。

今回のマンガのように、契約を取り消そうとしたのに、相手先と連絡が取れずに解約できなくなるトラブルも数多く発生しています。

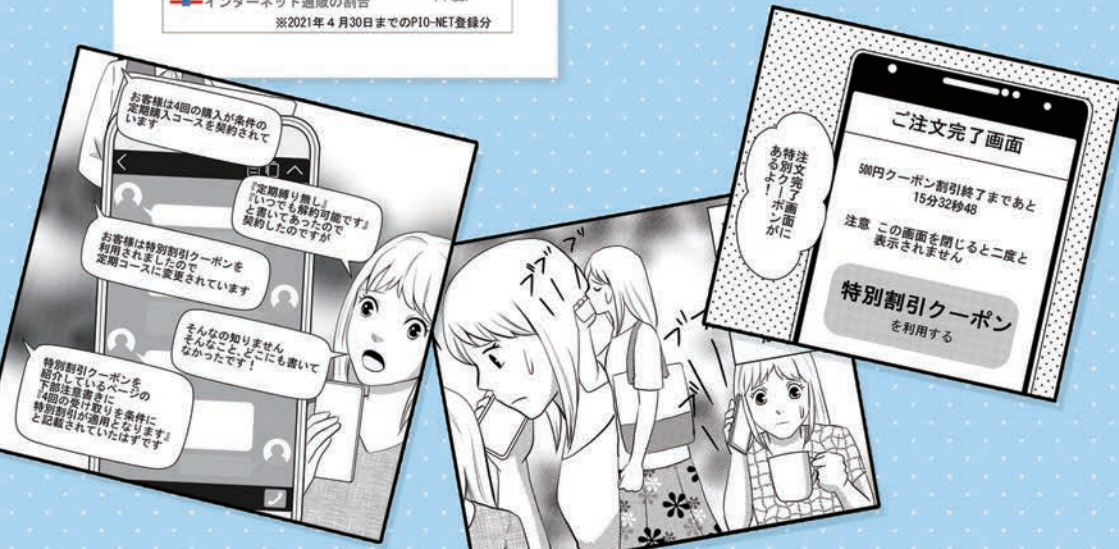
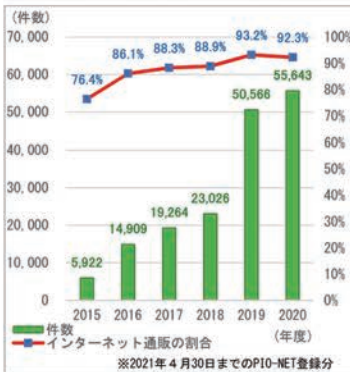
2020年中に全国の消費生活センターへ寄せられた定期購入トラブルに関する相談件数ですが56000件を超え、2018年の2倍以上となっています。また最近では、定期購入トラブルのほとんどがインターネット通販であり、全体の9割以上を占めているので注意が必要です。(図1参照)

2022年6月に施行された特定商取引法では、定期購入商法への対策が盛り込まれ、定期購入なのに誤認させる表示に対しては罰則が設けられるとともに、消費者の取消しが可能になりました。

【図1引用】

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210617_1.html

図1: 通信販売での健康食品等の「定期購入」に関する相談件数とそのうちインターネット通販の割合



重要！
危機意識

トラブルの原因と予防

今回取り上げたトラブルの最大の原因は、「自分も被害に遭うかもしれない」という危機意識を持ってなかったことかも知れません。消費者被害事案は「間抜けな誰かさん」が遭うものではなく、誰にも起こる可能性があるものです。今回のマンガのように、「お試し価格」「初回無料」と表示された商品をネット通販で購入する場合、以下の点をしっかり確認することが重要です。

ここでは、独立行政法人国民生活センターが2021年6月17日に公表した購入決定前とトラブル発生時のチェックリストを利用すると良いかもしれません。

以下引用

当てはまるものに☑をしましょう。

注文前に

- 定期購入が条件になっていませんか？
(継続期間？回数？総額？解約の連絡手段？)
- 返品特約を確認しましたか？
(解約・返品はできますか？解約・返品の内容は確認しましたか？)
- 契約内容の記録のため、注文時の画面やメールをスクリーンショットで保存しましたか？
- 利用規約の内容を確認しましたか？
- 未成年者は、親権者の同意は得ていますか？
- 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申し込んでいますか？

注文後にトラブルにあったら

- 販売業者に解約の連絡をしても連絡がつかない場合、連絡した証拠(電話やメール等の記録)を残していますか？
- トラブルがあった時は「188」に相談を！

【引用】独立行政法人国民生活センター

【若者向け注意喚起シリーズ<No.3>】健康食品等の「定期購入」のトラブルー「お試し」「1回限り」のつもりが定期購入に！?ー】より

上記以外にも、「事業者の名前や連絡先を確認する」ことや「事業者や商品に関する評判を調べる」ことも大切です。ただし、連絡先が明示されていても、マンガのように解約の電話が繋がらないなどのケースも報告されているので、注意が必要です。

また、最近ではSNSを利用した勧誘商法被害も数多く報告されています。若い世代はSNSを利用して情報を得たり、その情報を参考に商品を購入したりすることが多いので、SNSを通じて知り合った人やインフルエンサーから「とても良い」とお勧めされると鵜呑みにして契約してしまうケースが増えているようです。

Check!

この点について消費者庁が2018年8月に実施した「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」の報告書を参考に作成したアンケートがあるので体験してみてください。

困ったときは
「消費者ホットライン」
188(イヤヤ)に
電話しましょう。



相談
窓口

トラブルにあったと思ったら佐賀県消費生活センター

佐賀県消費生活センターまたは各市町の相談窓口につながります。



相談時間 9:00~17:00(土・日・祝日も受付)

佐賀市天神3-2-11
(アバンセ3階 ぐらしの安全安心課内)
TEL 0952-24-0999

▼ Webサイト(ぐらしの情報)はこちらから

佐賀県消費生活センター

検索

Check it!



子ども達を取り巻くネットトラブル相談窓口

インターネット利用でのトラブルについて気軽にご相談ください。

ほっとネットライン
100番
0120-797-100

受付時間 平日9:00~18:00

フリーダイヤルは
佐賀県内からのみ利用可

help@it-saga.net

LINE ID:@hotnetline

<https://it-saga.net/hotnetline/>

ほっとネットライン

検索

Check it!



佐賀県消費生活センター TEL 0952(24)0999

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00310348/index.html>

佐賀県内の消費相談窓口一覧

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00349695/index.html>

消費者庁

若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書

https://www.caa.go.jp/future/project/project_001/pdf/project_001_180831_0001.pdf

パンフレット「若者が消費者被害に遭う“心理的な要因”」

https://www.caa.go.jp/future/project/project_001/pdf/project_001_180831_0004.pdf

特定非営利活動法人ITサポートさが

<https://www.it-saga.jp/kyouzai/>

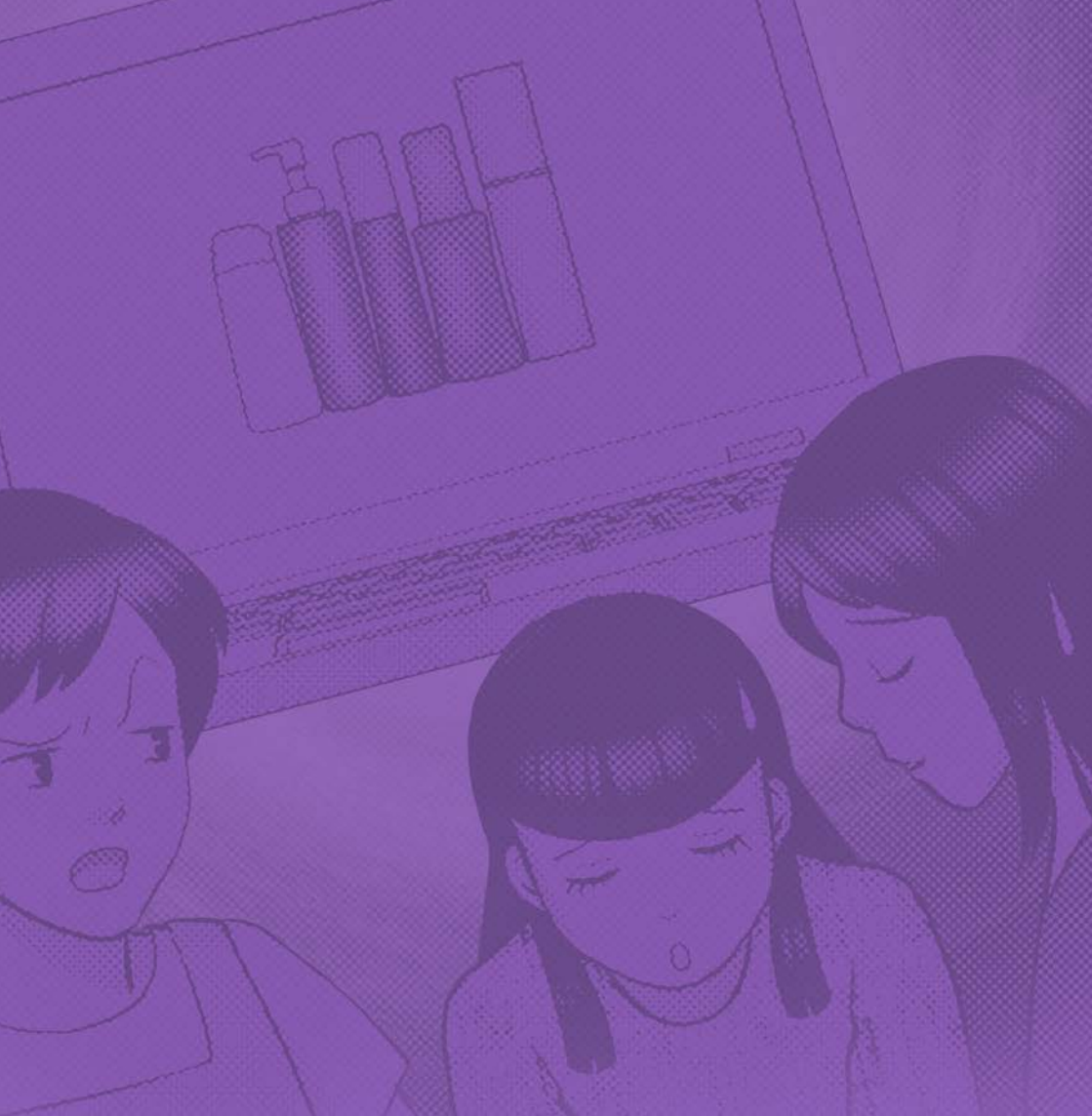
情報モラル学習教材

検索

Check it!



参考



おトクすぎる!にご用心シリーズ 定期購入「おトクにお試し」のワナ

発行日 2023年3月20日 初版
著作・編集 特定非営利活動法人ITサポートさが
監修 特定非営利活動法人消費生活相談員の会さが
まんが 緒方 京子
デザイン 田中 寛子
Webページ <https://www.it-saga.jp/>